

県関係機関からの質問等

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等
1	1.6.5 事業計画	水大気環境課	・P7 表1.6.5 項目にある「大気」は「排出ガス」の方が分かりやすいのではないかと。
2	1.6.6 環境保全の方針と主な保全対策の内容	水大気環境課	・P17 (2)②3項目 休炉時に用いる脱臭装置の構造や能力を示さないと、悪臭についての予測評価方法の妥当性が判断できない。
3	2.2.2 交通の状況	諏訪建設事務所	・P25 図2.2.2 国道142号バイパス引き出し線位置が異なると思われる。 (下諏訪辰野線との交点まで20号バイパス、湖北トンネル以北が142号バイパスと思われる) (※ 本来の道路管理者は国道事務所または道路公社のため、確認の上、修正願います。)
4	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P34及びP36 表2.2.9と表2.2.10(1)、図2.2.6の関係 表2.2.9岡谷市の病院 4、診療所 34 合計 38が、表2.2.10(1)及び図2.2.6では 61 となっている。
5	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P34 表2.2.10(1) 13番 帝国ピストンリング (株)長野工場 → 帝国ピストンリング(株) 長野工場 (株の位置変更)
6	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P34～P36 表2.2.9と表2.2.10(2)、図2.2.7の関係 表2.2.9 岡谷市の社会福祉施設 48、図書館 1が、表2.2.10(2) 及び 図2.2.7 では 50 となっている。 また、下諏訪町と塩尻市の分が入っている。
7	2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	水大気環境課	・P72 表2.2.42 土壌に係る基準値について、砒素の農地基準が記載されていない。 「土壌中濃度 (田に限る。) 15mg/kg未満」
8	2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	森林づくり推進課 ・野生鳥獣対策室	・P73 表2.2.43 森林法に基づく保安林について、半径4kmの範囲内に指定箇所あり。 鳥獣法に基づく鳥獣保護区特別保護地区について、半径4kmの範囲内に指定箇所あり。
9	2.3.6 景観・文化財の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P117 表2.3.8(1)及び119 表2.3.8(3) 66岡屋 (おかのや) とあるが、67岡屋遺跡 も (おかのやいせき) でよいか。 (66岡屋 (おかのや) のみ、ふり仮名が表示されている) ・P119 表2.3.8(3)は、表2.3.8(2)の続きであるが表のタイトルが必要か。また、注釈がそれぞれの表にあるが必要か。
10	2.3.8 大気質・水質等の状況	水大気環境課	・P129 図2.3.19 表2.3.14では、単位が「mg/m ³ 」となっているため、Y軸の単位を「ppm」から「mg/m ³ 」にしてはどうか。 Y軸の目盛りの小数点以下は4桁必要か。
11	2.3.8 大気質・水質等の状況	水大気環境課	・P130 表2.3.15 DXNsの大気環境基準は年平均値に対するものであるため、年4回の測定値と並列に表記せず、年平均値とだけ比較できる表にした方がよいのでは。
12	3.1.2 選定の理由	水大気環境課	・P143 大気質の環境基準項目のうち、予測評価の対象としない項目について、その理由を本項で明示すべき。 PM2.5の生成には燃焼による寄与は小さくないと考える。SPMを評価対象としたうえ、PM2.5は無関係とは選定基準に疑問を感じる。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等
13	3.2.5 悪臭	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> • P185 (3) 2)イ 悪臭は、現状を大きく悪化させないことで問題が生じないとは思えない。周辺環境への影響度合を予測したうえで、最大限発生を防止できているかが評価基準ではないか。